

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7638

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 5 日	支出額	68,200 円
項目	事務所費	充当額	61,380 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃令和 8 年 1 月分		
備考			

支払証明書あり

理由 毎月口座振替のため

更新契約書

物件名:大島ハイツ 101号室

No.

所在地:埼玉県春日部市南四丁目26-4

契約者名: 榮 寛美 様

貸主及び借主は 令和5年05月26日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間 令和7年06月02日より 令和9年06月01日 までとする。
2. 敷 金 60,000 円
3. 賃 料 月額 総額 66,000 円 (本体 60,000 円 消費税 6,000 円)
4. 管 理 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
5. 共 益 費 月額 総額 2,200 円 (本体 2,000 円 消費税 200 円)
6. 駐 車 料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
7. 付属施設料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
8. 雑 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
9. 特 記 事 項 その他事項は原賃貸借契約書の内容をそのまま継承する。

令和 7 年 5 月 13 日

貸 主 住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

氏名: 貸主代理人 (株)サンハウジング 代表取締役 金子勝博

借 主

住所:

氏名: 榮 寛美

TEL:

勤務先住所: 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

勤務先名: 埼玉県

勤務先TEL: 048-824-2111

連帯保証人

住所:

氏名:

印

TEL:

緊急連絡先人

住所:

氏名:

印

TEL:

仲介業者

免許番号: 埼玉県知事(3)第22757号

住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

会社名: 株式会社サンハウジング

代表者: 代表取締役 金子 勝博

宅地建物取引士:

登録番号:

号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7639

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 5 日	支出額	990 円
項目	事務所費	充当額	792 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	12 月分ダスキン使用料		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7639

(2/2)

納品・領収書

NO. 0001072538

TRC30001000421

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4088 FAX 0495-22-4076

納品日 〇年 〇月 〇日 次回は 月 日 曜日

担 当

品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 収	今 回 残
M-DF フロアーモップ	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***			

印 紙
5万円以上
貼 付

領 収 額
990

前 回 未 収 額

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7640

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 5 日	支出額	5,940 円
項目	事務所費	充当額	5,346 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	廃棄物処理代（可燃物・不燃物・プラ類・資源類等 2026 年 1 月 12 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 38051	お取引日 08-01-05	時刻 15:47
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥5,500	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) *****		おつり [REDACTED]
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) [REDACTED]		印紙税 (硬貨) 円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
埼玉縣信用金庫
鴻巣支店
普通 0507032
1) ササマツヨウテツ様

カネコユウタセイムカット ユツ ムツヨ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 500002

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

御 請 求 書

金子ゆう太県政事務所 御中

2026 年 1 月 1 日

製鉄原料

有限会社 笹島商店

埼玉県鴻巣市雷電1-3-15

TEL 048-541-0637・542-5172

FAX 048-541-8870

登録番号 T1-030002082644

下記の通り御請求申し上げます。

請求金額 **¥5,500-** (税込)

日付	名 称	数 量		単 価	金 額	備 考
	廃棄物処理代(12月分)	1	式	5,000	5,000	
小 計					5,000	
消 費 税 額 (10 %)					500	
合 計					¥ 5,500	

◎お振込みは下記銀行へお願いします。

〈お振込先〉 埼玉信用金庫 鴻巣支店 普通 0507032

口座名義 有限会社 笹島商店

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7641

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 5 日	支出額	2,377 円
項目	事務所費	充当額	1,188 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	ダスキンレンタル代		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

Blue 台灣舞臺中：：但店口一下【8000147】

234

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7642

(1/3)

日付	令和 8 年 1 月 5 日	支出額	21,540 円
項目	事務所費	充当額	19,386 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	セキュリティ代（令和 7 年 12 月分）		
備考			



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		タカシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2026年01月01日～2026年01月05日 照会件数：4件

2026年01月25日 15時05分37秒時点の情報です。

全件数：4件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2026年01月05日	21,540円		セコム	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7643

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 5 日	支出額	2,200 円
項目	事務所費	充当額	1,980 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	レンタルマット代金		
備考	支払日：1 月 2 6 日、2 月 2 4 日、3 月 2 3 日		

政務活動費 領収書等貼付用紙

7643

(2/2)

領収書	
2026年01月05日 11:43	No.2404237
新井一徳県政調査事務所 様	
お問合せ番号 [REDACTED]	
住所： 北本市中央1-81	
TEL: 048-594-1600	
契約日付：20110826	
配達日付：20260105	
順番：021-00	
設置場所： 9時半～17時半 土日休	
毎度ありがとうございます。 下記の通り受領致しました。	
ユニオンマット灰UNHS 1 @500	¥500
税抜金額： ¥500	
消費税10%： ¥50	
税込金額： ¥550	
備考： *お知らせ*「冬休み」の為、 配達曜日が多少変更になりますので 宜しくお願い致します。	
株式会社クリーン・モア お問合せ先：本社サポートセンター 〒123-0864 東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号	
登録番号 T2011801007379 TEL: 03-3857-2233 FAX: 03-3857-1233 締日：0 集金日：0 ルート：C1105 次回ルート：C1105 営業担当： [REDACTED] 配達担当： [REDACTED] URL: http://www.clean-more.ne.jp	
*ご契約解除の際は1ヵ月前までに ご連絡ください	
感熱紙の為、保管にご注意下さい。	
	

領収書

2026年03月23日 11:44

No.2417916

新井一徳県政調査事務所

様

お問合せ番号

住所:

北本市中央1-81

TEL:048-594-1600

契約日付: 20110826

配達日付: 20260323

順番: 021-00

設置場所:

9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS
1 @500

¥500

税抜金額: ¥500

消費税10%: ¥50

税込金額: ¥550

備考:

‘お知らせ’「GW」の為、
配達曜日が多少変更になりますので
宜しくお願い致します。

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864

東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379

TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルート: C1105

次回ルート: C1105

営業担当:

配達担当:

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
*ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



領収書

2026年02月24日 12:48

No.2413367

新井一徳県政調査事務所

様

お問合せ番号

住所:

北本市中央1-81

TEL:048-594-1600

契約日付: 20110826

配達日付: 20260220

順番: 021-00

設置場所:

9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS
1 @500

¥500

税抜金額: ¥500

消費税10%: ¥50

税込金額: ¥550

備考:

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864

東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379

TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルート: C1105

次回ルート: C1105

営業担当:

配達担当:

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
*ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



領収書

2026年01月26日 12:43

No.2408215

新井一徳県政調査事務所

様

お問合せ番号: [REDACTED]

住所:

北本市中央1-81

TEL:048-594-1600

契約日付: 20110826

配送日付: 20260126

期番: 021-00

設置場所:

9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット原UNHS

1

@500

¥500

税抜金額: ¥500

消費税10%: ¥50

税込金額: ¥550

備考:

お知らせ「冬休み」の為、
配達日が多少変更になりますので
宜しくお願い致します。

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864

東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379

TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルート: C1105

次回ルート: C1105

営業担当: [REDACTED]

配達担当: [REDACTED]

URL: <http://www.clean-more.co.jp>



*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
*ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7755

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	2,552 円
項目	事務所費	充当額	2,041 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所玄関マットリース代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7755

(2/2)

納品・領収書

No. 0001142698

T6030002082557

ダスキン鴻巣

〒365-0054
鴻巣市大間2-5-32
TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所 様

納品日 2026年01月07日 次回予定日 03月04日(水) 担当

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回回収	今回残
WH1H 吸塵・吸水マット1クレー スリム	2	2,552	2		
*納品合計10%		2,552	内消費税 ***	232	

おしらせ

印 紙
5万円以上
貼 付

領 収 額
2,552

前回未収額 0

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7756

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	5,610 円
項目	事務所費	充当額	5,049 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	廃棄物処理代＋振込手数料 12 月分		
備考	鈴木正人		

政務活動費 領収書等貼付用紙

7756

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38705	08-01-07	17:30
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,500	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税認証
円 千円 千円 円		

お振込明細またはご案内

お受取人

サイタマリソナ
ウキ
普通 0619492
オオムラウヨウシ" (カ様
登録番号 0002
入ス"キマサト セイムカット"ウシ"ムウヨ様

ご依頼人

電話番号
取扱番号 070004

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

※印紙税を貼付しない場合は*印で消しております。 →

出力日：2026/01/07 12:47

請求書



請求先（発行先コード：） 〒353-0002 埼玉県志木市 中宗岡1-1-2 TEL：048-476-7525 鈴木正人事務所 御中	請求元 〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡 2-18-20 TEL：048-472-0328 大村商事株式会社 登録番号：T1030001045239	請求書発行日 2026年1月7日(水)
		請求書番号 000055516
		締日 2025年12月31日(水)
		支払期限 2026年1月31日(土)

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
件名：廃棄物処理代	

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額（税抜）	今回消費税額	今回請求金額（税込）
				5,000	500	5,500
10%対象（税抜）	5,000	消費税額	500	請求金額（税込）	5,500	
支払方法	銀行振込					
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 おみずのび(カ)					
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 おみずのび(カ)					
備考						

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門			備考		
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2025/12/31		1,000	1	式	1,000 (消費税 10%)		
	段が-6収集運搬費	[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			---			---	
2025/12/31		4,000	1	式	4,000 (消費税 40%)		
	廃棄物処理代12月分	[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			---			---	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7757

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	11,440 円
項目	事務所費	充当額	10,296 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	契約駐車場代＋振込手数料 2 月分		
備考	鈴木正人		

政務活動費 領収書等貼付用紙

7757

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。			
埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38705	08-01-07	17:29	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印紙税	
(1万円) (5千円) (1千円)		証	
万円 千円 千円		円	
お振込明細またはご案内			
お受取人	トウキョウツツキン		
	ツキ		
	普通 4103730		
ご依頼人	1) ケイキコウト子様		
	登録番号 0003		
	ススキマサト セイムカット ウラ ムシヨ様		
電話番号		印紙税申告納	
取扱番号 600006		付につき浦和	
		税務署承認済	

*印紙税を納付しない場合は*印で通してあります。 →

駐 車 場 契 約 書

所在地 富士見市水谷東 2-3248-1

名 称 富久 前 駐車場

番 号 No. ■■■■■

賃 料 1ヶ月 金 11,000 円也 (消費税込 10%)

敷 金 金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和7年5月16日より令和8年5月15日まで1年とする。
但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車の場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

特約条項

.....

.....

.....

振込先

.....

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。
令和7年5月15日

貸主(甲) 住 所 埼玉県富士見市水谷東 8-33-14

氏 名 有限会社 恵久土地

代表取締役 市川 麗恵子

電 話

借主(乙) 住 所 埼玉県志木市中央 1-1-2

氏 名 鈴木 正人

電 話 048-476-7525

仲介人 住 所

氏 名

電 話

取引主任者 氏 名

登録番号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7758

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	75,440 円
項目	事務所費	充当額	67,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃＋振込手数料 2 月分		
備考	鈴木正人		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38705	08-01-07	17:31
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥75,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認証
万円 千円 千円		円

お振込明細またはご案内

お受取人

カワクチツツキン
ツキ
普通 0810281
カ)コスモ様
登録番号 0007

ススキマサト セイムカットウツムツヨ様

電話番号
取扱番号 600007

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 —>

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コ ス モ (以下「甲」という。)と借主 鈴木 正 人 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2 (登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / ()階建/全 ()戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
	面 積	49.55㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

2024年 1月 15日 から 2027年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等 円)	家 財 保険料	10,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施設料	月額 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する建 本 数	棟 No. 本 数				本
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込				
	☐ 持 参	持 参 先			
	☐ 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ		
所在地	新座市新座3-4-41	TEL	048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
	※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。
 明け渡し時は中には何も無い状態で引き渡すものとする。
 更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。
 事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月6日

甲・貸主 代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048(480)3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木 正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	株式会社コスモ
	代表者の氏名	菊地 崇
	主たる事務所 所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号
	免許年月日	2年4月1日
宅 地 建 物 取 引 主 任 者	氏名	
	登録番号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社コスモ
	事務所所在地 TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500
	商号又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	()第 号
	免許年月日	年 月 日
	氏名	
	登録番号	知事第 号

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている誓面を兼ねています。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7857

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 9 日	支出額	4,280 円
項目	事務所費	充当額	4,280 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	暖房器具セラミックヒーター代		
備考			

支払証明書あり

理由



適格請求書

HOSODA YOSHINORI

発行者 アマゾンジャパン合同会社

請求書発行日 2026-01-11
請求書番号 JPDNAL3AJGKI
合計 ￥4,280

購入者住所

Hosoda Yoshinori

JP

配送先住所

細田 善則

JP

発行者

アマゾンジャパン合同会社
153-0064 東京都目黒区下目黒
1-8-1 ARCO TOWER ANNEX
日本
登録番号: T3040001028447

注文情報

注文日 2026-01-09
注文番号 250-8232105-2990205

購入明細

内容	数量	価格 税抜	税率	価格 税込	小計 税込
アイリスオーヤマ ヒーター セラミックファンヒーター 節電 省エネ 大風量 1200W 2段階温度調整 転倒オフ機能 速暖 小型 コンパクト ACH-E120-W ホワイト B0DD559LHL	1	¥3,890	10%	¥4,280	¥4,280
配送料	1	¥105	10%	¥115	¥115
値引		-¥105		-¥115	-¥115

合計 ￥4,280

税率	小計 税抜	税額	小計 税込
10%	¥3,890	¥390	¥4,280
合計	¥3,890	¥390	¥4,280

Amazon Japan GK

153-0064 東京都目黒区下目黒

1-8-1 ARCO TOWER ANNEX 日本

受領者情報にはお支払いにご利用いただいた請求先住所を表示しています。氏名または名称が含まれない場合は適格簡易請求書としてご利用いただけます。適格請求書における「取引年月日」は「請求書発行日」です。内容に関して質問等ございましたらカスタマーサービスまでご連絡ください。

この書類は支払いの請求ではありません。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7992

(1/3)

日付	令和 8 年 1 月 13 日	支出額	4,840 円
項目	事務所費	充当額	4,356 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	1 月分事業ごみ回収代		
備考	振込手数料 ¥ 440		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7992

(2/3)

領 収 証		NO. _____
逢澤圭一郎事務所様		2026年1月13日
¥ 4,400-		
但し1月分事業費回収代 上記の金額正に領収いたしました		
内消費税	¥400-(10%)	尿尿浄化槽維持管理士 三郷市指定一般廃棄物処理 尿尿浄化槽清掃 株式会社 根本清掃 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256 TEL (048) 955-2466 FAX (048) 956-6197
現金		
小切手		
T9030002049553		収 入 印 紙 保

政務活動費 領収書等貼付用紙

7992

(3/3)

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
57248	08-01-13	09:15	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥4,400	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		IC認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		(優 異)	
円 円 円		円	
お振込明細またはご案内			
お受取人	カメラリッソキン		
	ミサト		
	普通 0178856		
	1) ネモトセイソク様		
この前入	登録番号 0002		
	アイザワケイイチロウ セイムカフトウク様		
電話番号	[REDACTED]		
取扱番号	400195		
印紙税申告納 付にのせ、 税務署承認済			

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

お客様コード No.

請求書

(発行日 8 年 1 月 6 日)

No.

有限会社 根本 清 掃

〒341-0044

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256

TEL: 048-955-2466

FAX: 048-956-6197

振込口座 亀有信用金庫三郷支店

普通口座 0178856

登録番号: T9630002049553

佐藤 圭一郎 事務所 様

敬度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(7 年 12 月 31 日締切分)

PAGE 1

前払金請求額	振込金額	調整額	差引税額合計	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
		0	0	4,000	400	4,400

年 月 日 在 庫 明 細						
71231	335	ゴミ処理代基本料12月分		1台	4,000	4,000
		佐藤 圭一郎 事務所 様			御買上額	4,000
					御入金額	4,400
		【計】				4,000
		外税額	(外税対象額)	4,000		400
		【御買上額合計】				4,400
		内消費税額等	(課税対象額)	4,000		400
		【御入金額合計】				4,400
		御買上額 (税抜)				4,000
		引・返金 (税抜)				0
		御買上額 (税抜)				4,000

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8035

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 14 日	支出額	210,000 円
項目	事務所費	充当額	189,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（2 月分、3 月分、4 月分）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

8035

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
58405	08-01-14	09:15
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥210,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (万円) (千円) (円)		IC認証 (印) (章)
		電信

お受取人

お振込明細またはご案内

アツカカ
チチフ
当座 0004701
リヨウカミコウキョウ(カ様
登録番号 0001
アリミケツツ セイムカット ウツムツヨ様

ご振込人

電話番号
取扱番号

400008

紙税申告納
印
税務署承認済

*印税を納付しない場合は*印で消しております。 —>

賃貸借契約書

第1条 阿左美健司（以下「甲」という。）は、両神興業株式会社（以下「乙」という。）が所有する次の建物を借用する。

所在地	埼玉県秩父市野坂町 1-3-1
建物名称	野坂ビル
契約部分	3階部分

第2条（使用の目的）

甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条（借用期間）

貸借の期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約期限の3カ月前までに甲乙双方より特段の意思表示がないときは、自動的に同一条件で2年間契約が更新されるものとする。

第4条（賃料）

甲は乙に対し、賃借料として月額70,000円を乙の指定する方法により支払うものとする。

第5条（使用形態）

甲の責めにより本物件について棄損又は汚損した場合には、甲は原状回復のための費用を負担し修繕しなければならない。

第6条（協議事項）

この契約に定めのない事項が生じた場合には、甲乙双方の協議の上、誠意をもって処理するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、各捺印のうえ、各々1通を保有する。

令和6年4月1日

借主（甲）

住所 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 6180 番地

氏名 阿左美 健司

貸主（乙）

住所 埼玉県秩父市下宮地町 18 番 1 号

氏名 両神興業株式会社
代表取締役社長 西村 耕一

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8036

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 14 日	支出額	3,959 円
項目	事務所費	充当額	3,563 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所清掃用具一式		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8036

(2/2)

納品・請求書
兼 領 収 書

ダスキン 光洋
株式会社 光洋
〒350-0066 川越市蓮雀町2-12
TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189
093000013547555

納品日 08年 01月 14日 次回納品日 02月 09日 D月 00998 4W

商 品 名	契約数	前払	単 価	納品予定		納品・回収訂正		訂正後
				数量	金額	数量	金額	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1	1969	1	1969			
BSC3G おそうじペーパーワグ3 グレ	1	1	1990	1	1990			
BSS5-G おそうじペーパーワグ3マシG		1	0		0			
BLAK-G おそうじペーパーワグ3マシG		1	0		0			
BSC3CL ペーパーワグ用カーナ			0		0			
10%合計 3,959				内消費税 (359)				

前回未収残	税 抜 金 額	消 費 税	合 計 金 額	領 収 額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
(10%)	3,600	359	3,959	3,959

伝票 NO.0010558038
担当者

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8037

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 14 日	支出額	990 円
項目	事務所費	充当額	495 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	フロアモップリース料 1 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

納品・請求書
兼 領収書

登録番号: T8070001004715

発行日: 2026年 1月 14日 納品締切日: 2026年 2月 1日 取引: 現金

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサービス 坂戸支店
〒300-2218 埼玉県所沢市所沢1523-8
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
00210200-5695

No. 100222701800

品名	サービス内容	数量	単価		納品金額		全額		納品金額	合計	消費税	税別
			1	2	1	2	1	2				
フロアモップ	FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990					
2026年01月06日時点 Duetコイン残数												
前期末収残		900	90	990	900	90	990	10%				

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8075

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 15 日	支出額	420,440 円
項目	事務所費	充当額	378,396 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料 令和 4 年 1～3 月分、令和 5 年 1～3 月分、令和 5 年 8 月分、		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



りそな銀行

RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
47345	08-01-15	09:03
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥420,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証		

お受取人	お振込明細またはご案内		電信
	埼玉縣信用金庫		
	小川支店		
	普通 6203661		
ご依頼人	1) ハットツムツヨ様		
	登録番号 0017		
	コクホ ケソイチ セイムカット ウツ ムツヨ様		
	電話番号		
取扱番号 300445		印紙税申告納付に付 東税務署承認済	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

61-1.事業用建物／普通賃貸借契約【連帯保証人型】

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	大塚ビル1階
所在地(住居表示)	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1
構 造・規 模	鉄骨コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建
用 途	事務所
契 約 面 積	1 階部分 28.80 m ² 約8.7坪

(2) 使用目的

政務活動事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和3 年 6 月 1 日 から	3 年 月間
終期	令和6 年 5 月 31 日 まで	
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。		

(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000 円 (内消費税等 円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 10,000 円 (内消費税等 円・税率 10 %)
保証金(敷金)	なし 円 賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	なし
礼 金	円
賃料等の支払方法	支 払 時 期 翌月分を 毎月 末 日までに支払う
	☒ 振込 ☐
	振込先金融機関名・支店名 口座種別
	口座番号 口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	電話
	住所	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

(6) 連帯保証の極度額

極 度 額	1,440,000 円
-------	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 0.5 ヶ月分 ・ ☐ 円
一、更新時、借主は更新料として新賃料の0.5ヶ月分と更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。	

特約条項

- 一、賃料に駐車場料金2台分を含む。
- 一、退去時原状回復義務を条件とするが、貸主・借主双方の合意により現状での明け渡しが可能とする。
- 一、水道メーターが共用のため、水道料金は共益費に含まれる事とする。
- 一、借主は買取請求権を放棄する事とする。
- 一、更新時、借主は事業用の火災保険に継続して加入する事を条件とする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 3 年 4 月 23 日

貸 主 住所 〒177-0041 東京都練馬区石神井町四丁目22番8号

氏名 有限会社橋本事務所 取締役 橋本 電話番号 0493 (72) 3392

借 主 住所

氏名 小久保 寛一 番号

連帯保証人 住所

氏名

極度額 1,440,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 ☒ 媒介 ・ ☐ 代理取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (5) 第 17828 号 免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県比企郡小川町大字大塚 事務所所在地

商 号 東豊不動産 有限会社 商 号

代表者等 仲川 千鶴子 代表者等 第 号 印

登録番号 登録番号 第 号 印

宅地建物取引士 宅地建物取引士

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充ててことを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による

借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。

- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・造具および造作の新設または変更
 - 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
 - 三 金庫その他重量物の搬入据付
 - 四 看板および広告設備の設置
 - 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
 - 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
 - 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとします。
- 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に参加し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務

五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務

六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合

二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合

三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき

四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき

五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合

六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき

七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき

八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき

九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき

十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破綻が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

一 第12条第1項に規定する確約に反した場合

二 第12条第2項の規定に反した場合

三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合

四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、 3 ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から 3 ヶ月分の賃料およ

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を除去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・造作・設備・機器等の償還または買取、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、更新された場合も同様とします。

2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。

3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。

4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。

- 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
- 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
- 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額

6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。

7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。

- 一 財産および収支の状況
- 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
- 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(協議)

第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するのとおりとします。

以上

61-1.事業用建物／普通賃貸借契約【連帯保証人型】

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	大塚ビル1階
所在地(住居表示)	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1
構 造・規 模	鉄骨コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建
用 途	事務所
契 約 面 積	1 階部分 28.80 m ² 約8.7坪

(2) 使用目的

政務活動事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和6年6月1日 から	8 年 月間	
終期	令和9年5月31日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 8 ヶ月前までに、書面により、解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000 円 (内消費税等 円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 10,000 円 (内消費税等 円・税率 10 %)
保証金(敷金)	なし 円 賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	なし
	円
礼 金	円
賃料等の支払方法	支 払 時 期 翌月分を 毎月 末 日までに支払う
	☒ 振込 ☐
	振込先金融機関名・支店名
	口座番号 口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	電話
	住所	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,440,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 0.5 ヶ月分 ・ ☐ 円
--------	---

一、更新時、借主は更新料として新賃料の0.5ヶ月分と更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。

特約条項

- 一、賃料に駐車場料金2台分を含む。
- 一、退去時原状回復義務を条件とするが、貸主・借主双方の合意により現状での明け渡しが可能とする。
- 一、水道メーターが共用の為、水道料金は共益費に含まれる事とする。
- 一、借主は買取請求権を放棄する事とする。
- 一、更新時、借主は事業用の火災保険に継続して加入する事を条件とする。ー以下余白ー

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書に、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有し

令和 6 年 6 月 10 日

貸主 住所 元177-0041..東京都練馬区石神井町四丁 22番8号

氏名 有限会社橋本事務所 取締役 橋本 電話番号 0493 (72) 3392

借主 住所

氏名 小久保 貴一 電話番号 0493 (81) 4896

連帯保証人 住所

氏名 電話番号 ()

極度額 1,440,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 ☒ 媒介 ・ ☐ 代理取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (6) 第 17828 号 免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県比企郡小川町大字大塚1-5 事務所所在地

商号 東豊不動産 有限会社 商号

代表者等 仲川 千鶴子 代表者等

登録番号 登録番号 第 号

宅地建物取引士 宅地建物取引士

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不当となった場合

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充ててことを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
 - 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による

借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。

- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
- 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
- 三 金庫その他貴重物の搬入掘付
- 四 看板および広告設備の設置
- 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事

- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
- 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
- 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとします。
- 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

- 第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。
- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

- 第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

- 第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

- 第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に参加し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。
- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

- 第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。
- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
 - 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
 - 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
 - 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
 - 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(免責)

- 第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および貸貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

- 第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。
- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
 - 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
 - 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務

五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務

六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合

二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合

三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき

四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき

五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合

六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき

七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき

八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき

九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき

十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

一 第12条第1項に規定する確約に反した場合

二 第12条第2項の規定に反した場合

三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合

四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月前分の賃料および

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地震、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、更新された場合も同様とします。

2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。

3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。

4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。

一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報

二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額

三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額

6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。

7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。

一 財産および収支の状況

二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況

三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(協議)

第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するのとおりとします。

以上

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8131

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 16 日	支出額	45,440 円
項目	事務所費	充当額	40,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃 1 月分		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
37702	08-01-16	13:46	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥45,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円			硬貨 円
お振込明細またはご案内			
お受取人	ユウチヨ		
	セロサソハチ		
	普通 1959435		
	トオヤマ マサヒロ様		
ご依頼人	登録番号 0001		
	オハナアキヒトセイムカット"ウツ"ムシヨ様		
	電話番号  取扱番号 300039		
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

貸家賃貸借契約書

貸借人 尾花 珠仁 氏 事務所 上庄市本町1-1-5
と 借 借 人

との間に、次のとおり貸家賃貸借契約を締結します。

- 第1条 (貸借物の表示) 貸借人はその所有する次に表示の貸家を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。
貸家の所在(場所) 上庄市本町1-1-5
造 陸屋根 番 3 号 2 階
室 31 平方メートル (号室)
第2条 (賃借期間) 賃借物の期間に 年 月 日から 年 月 日までの 3 年間とします。ただし、賃借人・賃借人は、協議のうえで本契約を更新することができるとします。
第3条 (賃 料) 賃料は1か月金 45,000 円ととし、賃借人は毎月 25 日までに 前 月分を賃借人の住所に送金もしくは現金で支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の悪化、公租公課の増額、近隣の賃貸との比較等により不相当となったときは、賃借人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。また、本件貸家の一部が、火災その他の災害で滅失したとき(ただし、いずれも残存部分のみで本契約の目的を達成できる場合に限り)は、賃借人は、契約期間中であっても、賃借人との協議に基づき、当該滅失部分を含む範囲に相当する賃料を減額することができるものとします。
第4条 (敷 金) 賃借人は敷金として金 45,000 円を賃借人から申し受けるものとします。敷金は賃料借費その他の本契約に基づいて生ずる賃借人の賃借人に対する債務を担保する目的で預けられるものであり、利息を付さないものとします。賃借人の前金への充當の範囲、方法およびその返還については本契約に定めるところによるものとします。
第5条 (使用目的) 賃借人は、賃借物を、賃借人の目的で使用する。他の用途に使用してはなりません。
第6条 (転貸等の禁止) 賃借人は、賃借物を譲渡し、もしくは本件貸家を転貸し(転貸、共同使用等事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含みます)、または賃借人の承諾なしに改修、改築、模様替え等をしてはなりません。また、賃借人は、本件賃借物の使用に必要であっても修繕を行う場合は賃借人の承諾を得なければなりません。ただし、賃借人が修繕が必要である旨通知し、もしくは賃借人がその旨知ったにもかかわらず、賃借人が相当期間内に必要修繕をしないとき、急迫の事情があるとき、または修繕の場合はこの限りではありません。
第7条 (当然終了) 本件賃借が、火災その他の災害で滅失または滅失したときは、本契約は当然に終了します。
第8条 (契約解除) 次の場合の一つに該当したときは、賃借人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。
一、賃借人の使用に供している本件賃借の一部が火災その他の災害で滅失したとき、これにより本契約の目的を達成することができないとき。
二、賃借人の承諾なく、本件賃借の改修、改築、模様替え等の原状の変更をおこなったとき。
三、賃借人の承諾なく、賃借人が賃借権を譲渡し、または本件賃借を転貸するとき。
四、賃借人が自身あるいは契約締結時に賃借人に申告した家族以外の者に賃借人の承諾なく本件賃借を占有させたとき。
五、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。
六、賃借人につき仮差押、假処分または強制執行を受けたとき。
七、賃借人に対し破産、破産、特別清算、更生または会社更生の申立てがあったとき、あるいは賃借人が自らこれら手続の申立てをしたとき。
八、賃借人が事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
九、賃借人親族の手形小切手不渡処分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
十、賃借人の財産または信用状態が悪化し、本契約に基づく賃借の履行が困難になる恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
十一、立社会勢力との関係において、(1)賃借人または賃借人の役員等が反社会的勢力と認められるとき、(2)反社会的勢力が賃借人の経営に実質的に関係していると認められるとき、(3)賃借人が反社会的勢力を利用したと認められるとき、(4)賃借人が反社会的勢力に対して資金等を提供もしくは便宜を供するな

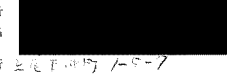
- との関与が認められるとき、(5)賃借人自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為もしくは暴力行為またはこれに準ずる行為をおこなったとき。なお、本号における反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動等標榜者または特殊な能力者集団、その他これに関連または準ずる者をいいます。
2 賃借人が、(1)賃料の支払いを怠ったとき、(2)賃料の支払いを後援にわたって遅延したとき、(3)本契約に定める使用目的以外の用途に使用したとき、(4)その他本契約に違反したときにおいて、賃借人はこれを是正するよう催告をし、催告期間を経過した後にこれが是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、(1)および(2)について、前項に定める事項にも該当する場合は同項の定めを優先して適用し、これに拠るものとします。
第9条 (使用上の注意) 賃借人は、貸室内において、危険、火災、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。
第10条 (損害賠償等) 賃借人(その家族を含みます)の責に帰すべき事由により本件賃借を汚損、破損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。
第11条 (ガス等の使用料) 電気、水道、ガス等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を賃借人の定めた方法で支払うものとします。
第12条 (賃借人の解約申込み) 賃借人は賃借人に対して1か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができます。ただし、賃借人は予告に代え1か月の賃料相当額を賃借人に支払って即時に解約することができます。
第13条 (延滞賃料等への充当等) 敷金に不足する賃料を支払ったとき、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第10条の損害賠償額を支払わなかったときは、賃借人は本契約終了前であってもその敷金をもってその旨に充当することができるものとします。この場合、賃借人は賃借人に対し当該充当部分に相当する金額を敷金として交付しなければなりません。
第14条 (敷金の返還) 賃借人は、賃借権契約が終了し、賃借人から賃借の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料もしくは第10条の損害賠償金額があるとき、または第16条に定める賃借人の義務が履行されないときはこれを差し引き、またはその費用を留保したうえでその残額を返還するものとします。
第15条 (修繕料等の不請求) 賃借人は、本件賃借の明渡しに際し、賃借人に対し、修繕料、立退き料その他これらに類する金銭上の請求をしないものとします。
第16条 (明渡しの際の原状回復義務等) 賃借人は、本件賃借の返還に際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、本契約中に賃借人が改修・加工・設置したものがあれば賃借人が取去を求めない旨表明した場合を除いてすべてこれを取去し、本件賃借を原状に復したうえで(ただし、通常の使用および収益によって生じた本件賃借の損耗ならびに本件賃借の経年劣化は当然回復の対象ではないものとします)、賃借人の立会を求め、本件賃借の引渡しをするものとします。
第17条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人に対する賃借人の一切の債務について保証し、本契約に定める賃料 1 年分を上限として、賃借人と連帯して敷金の金を負うものとします。
第18条 (合意事項) 本契約に関する紛争については、賃借人の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。
第19条 (特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので本契約書 通を作成し、
各目録を捺印のうえ、各1通を所持します。 令和 5 年 7 月 6 日



貸借人 現住所

氏 名



貸借人 現住所

氏 名

尾花 珠仁 氏 事務所 上庄市本町1-1-5

連帯保証人 現住所

氏 名